

自由民主党議員連盟の中村芳信です。会派を代表して今期締めくくりとなる質問を行います。知事はじめ執行部には明快な答弁を宜しくお願いします。

1. 国の経済財政運営について

先ずは、経済政策についてであります。優れて国政の問題であり、県議会の場で論ずるには、やや大括りな質問になるかもしれませんが、今後の経済政策の行く末が、国全体はもとより、とりわけ我が県のように社会資本や財政基盤がぜい弱で、その大半が中小・零細企業や農林水産業への従事者である、県民一人ひとりの今後の生活設計に極めて大きな影響を及ぼすものとの認識のもとに質問させていただきます。

【富裕層と貧困層の格差拡大】

先ず昨年、OECD 経済協力開発機構は世界の貧富の差を問題視する報告書を相次いで出しました。

10月の報告では、世界の富裕層と貧困層の格差は、グローバル化が進み始めた1980年代以降、急速に拡大し、2000年には、未だ産業革命の途上にあつた1820年代と同じ水準にまで悪化。こうした変化は「過去200年で『最も憂慮すべき』事柄の一つだ」と警告しています。

また12月の報告では、日本を含む「大半のOECD諸国では、過去30年で富裕層と貧困層の格差が最大になった。現在、OECD諸国では人口の上位10%の富裕層の所得が下位10%の貧困層の所得の9.5倍に達している。これに対し1980年代には7倍であつた。」同時に、所得配分の格差を測るジニ係数も、この間0.29から0.32へと3ポイント上昇したとしています。

そして、格差の拡大は各国の経済成長を損ない、日本でも5,6%も成長率が押し下げられ、富裕層はより豊かになったのに貧しい人は貧しいままで、経済全体の活力が削がれているとしています。

そうした中、折しも、資本主義と格差の問題を論じた1冊の経済書が世界的なベストセラーになっています。「21世紀の資本」というその書籍によると“資本の収益率が、ほとんどどの時代にも経済成長率を上回っており、土地や株式や金融などの資産によって得られる富の方が、労働によって得られる富よりも早く蓄積されやすいため、資産金額で見たときに上位1%や10%といった位置にいるの方がより裕福になりやすく、結果として格差は拡大しやすい”とのこと。

こうした議論を見ると、格差の拡大はもともと資本主義が持つ宿命のように

感じますが、知事、格差の拡大は社会的公正を損ない、ひいては民主主義を揺るがしかねないと考えますが、我が国の現状を踏まえ、この格差という問題をどのように捉え認識しておられますか、伺います。(知事)

【現時点におけるアベノミクスの評価】

また、この「21世紀の資本」は、“20世紀は例外的な時代であった。2度の世界大戦や大恐慌で資産が失われた上に、経済成長率が高かったことにより格差が縮小した”時期であったとしています。

このことは、日本においても同様であり、確かに高度成長期であった1970年代には、数字に表れる指数のみならず、日本国民の大多数が自分を中流階級だと考える意識、「国民総中流」という言葉が流布したことを思い出します。

これを現在の日本に当てはめて考えるならば、20世紀のような例外に依らない21世紀を展望した斬新かつ大胆な経済政策を講じて、持続的な経済成長を実現しなければならないという結論になります。

このような考えに基づいていたかどうか分かりませんが、現在、安倍政権下において、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の三本の矢を基本方針とする一連の経済政策、いわゆる「アベノミクス」が推し進められているところです。

アベノミクスは、デフレからの脱却を最優先課題とし、そのもとで経済の再生と財政再建を進めようとするものです。日銀による異次元とも称される大胆な金融緩和と国による数次に亘る大規模な経済対策予算に見られる機動的な財政政策で、消費の伸びが景気の拡大を牽引し、内需が引っ張るよい形での景気回復を見込むものです。

もっとも、グローバル経済の下では、諸外国の社会経済や政治情勢など、外的要因にも左右され、一国の経済政策だけで自律的な効果が発揮できるものではありませんが、先般、日銀は金融政策決定会合で、来年度、平成27年度の物価上昇率の見通しを従来より0.7ポイント低い1%に引き下げ、日銀が目標とする2%の達成からは一段と遠のくかたちになり、依然としてデフレからの脱却の兆しは見えてはいません。

確かに円高は一転して円安へと転じ、株価も上昇しましたが、その恩恵は、輸出を主体とする一部の企業や一部の資産家にとどまり、現段階では、大半の国民の所得の増大や生活実感、いわゆる実体経済としての域には及んでいない実情です。

こうした状況の中、昨年末には、これまでの「アベノミクス」による一連の経済政策について、国民の信を問うとの大義の下で衆議院選挙が行われ、自民・公明両党で326議席と言う圧倒的勝利で終わりました。しかし、この結果が「アベノミクス」へのこれまでの成果に対する評価としてではなく、当面の

間の増税見送りに対する支持と道半ばである「アベノミクス」政策に対する今後への期待の表れと考えるのが適切かと考えます。

知事は、「アベノミクス」によるこれまでの政策について、先般の選挙結果や現段階における実情も踏まえてどのように評価しておられますか、伺います。
(知事)

【アベノミクスによる第三の矢「成長戦略」について】

「アベノミクス」により、これまで放たれた二本の矢は、「大胆な金融政策」と「機動的な財政政策」であります。この二本はいわば成長戦略のための基盤整備であり、その本丸は、第三の矢である「民間投資を喚起する成長戦略」が図られることにより初めて成就するものであると考えています。

安倍総理の言を借りるならば、「今後も引き続きこの経済政策を強力に実施することで、日本経済の成長力を強化し、その成長の果実を全国津々浦々、家庭の一人ひとりまで届けるべく全力を尽くす」と言うことです。

そうした中、安倍総理は、また別の場で、「国民生活、国民経済に重い決断をする以上、国民の信を問うべきであると決断した。成長戦略には賛否両論がある。法人税減税は、わが党にも反対論があった。医療改革、農業改革、電力改革もそうだ。そうしたものをスピードアップして実行するには、国民の方々の理解と協力が必要だ」としています。

第3次安倍政権は、法人税減税に加え、医療改革、農業改革、電力改革、労働規制緩和、外国人労働者受入れ拡大、TPP等々の、いわゆる「岩盤規制の打破」すなわち構造改革と規制緩和を今後とも推し進めていく考えのようです。

行き過ぎた規制緩和や構造改革には注意を要すると思いますが、知事には、これから本格化する第3次安倍政権の成長戦略に何を期待しますか、お聞かせ下さい。(知事)

【再分配政策の強化】

さて、経済成長とともに重要なのは再分配政策です。昨秋のOECDの報告は、“再分配そのものは経済成長を押し下げるものではない。” “格差是正への最も直接的なツールは、租税政策や所得移転による再分配である”としています。

そのような中、年末30日、連立与党の税制改革大綱が決定しました。主なものは、企業向けでは、法人税減税及びそれを補填する外形標準課税の拡大、個人向けでは、親や祖父母が子どもや孫にまとまったお金を非課税で贈与できる範囲を拡大、住宅や教育資金の非課税枠を拡充・延長するほか、結婚や子育て資金も対象とするということです。

しかし、法人税減税の効果は安定して儲けている黒字企業に限られ、設備投

資や賃上げにつながるかは定かではありません。個人向け減税にしても、資産のある高齢世代からお金を移して使ってもらおう狙いでしょうが、果たしてそれだけ余裕のある世帯を優遇する必要があるのかいささか疑問です。

本来、税制には格差縮小のための分配という役割があり、行き過ぎた“富の世襲”や親の貧しさが子供に引き継がれる“貧困の連鎖”を防ぐためにも税制上の配慮は不可欠です。

本年1月から所得税の最高税率の見直しが実施されたところであり評価していますが、アベノミクスには、中小企業対策や若年層、貧困層などに配慮した政策が少ないように感じています。安倍政権の再分配政策について、どう思われますか、お聞かせ下さい。(知事)

【消費税増税の先送りと軽減税率の導入について】

昨年総選挙前、11月21日に安倍総理は記者会見で、平成29年4月の消費税増税を言明し、「本当にあと3年で増税できるまで景気が良くなるのか。それをやり抜くのが私たちの使命であり、私たちの経済対策です」と語り、その後の党首討論においては、「アベノミクスを継続すれば29年度まで賃金が上がり続け、消費税増税分を上回る実質賃金の上昇が実現する」との見方も示しました。

再度の消費税率の引上げに当たっては、本来、税と社会保障の一体改革法の附則で「名目の経済成長率で3パーセント程度かつ実質の経済成長率で2パーセント程度」という具体的な経済成長率の目標値を定めるとともに、「経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。」と定められた、いわゆる「景気弾力条項」が盛り込まれていましたが、今回の改正法では盛り込まないとしています。

この「景気弾力条項」の削除は、それによって安易な先送りが繰り返されれば、日本国債は市場の信認を失い、売り浴びせられる恐れがあるという根強い指摘に対して、財政健全化への意思を市場に明確に示し、増税に対する不退転の決意の表れとの見方もありますが、現実には、国債金利は昨今低下を続け、国債人気は上昇するばかりです。知事には、このたびの増税先送りと「景気弾力条項」なしでの10%への引き上げにどのような所見を持っておられますか、伺います。(知事)

また、連立与党公明党がかねて主張していたのが軽減税率の導入。与党協議の末、昨年連立与党合意文書に「消費税率10%への引き上げ時に導入、2017年度からの導入を目指す」と盛り込まれ、年末の税制改革大綱では「消費税の軽減税率は、関係業者を含む国民の理解をえた上で税率10%時に導入。17年度からの導入を目指し、対象品目、区分経理、安定財源などについて早急に具体的検討を進める」とされました。

この食料品を始めとする生活必需品などの消費税率を低く抑える軽減税率について、どのように思われますか、お聞かせ下さい。(知事)

【国の平成 27 年度当初予算と平成 26 年度補正予算について】

次に、現在、国会では、総額 96 兆 3420 億円の平成 27 年度一般会計予算案が審議されています。

新年度予算は、東日本大震災からの復興を加速するとともに「経済の好循環」の更なる拡大を実現し、本格的な成長軌道への移行を図りつつ中長期の発展につなげる取り組みとして、地方の創生、女性の活躍推進、教育の再生、イノベーションの促進などを強力に推進するとの考えのもと編成されています。県におかれては、予算の裏付けのもと打ち出される今後の国の動きを見極め、島根の現状に立脚し、国に言うべきことを言い、必要な施策を求めて頂きたいと思っております。

このたびの国の予算に対し、知事はどのような所見をお持ちですかお聞かせ下さい。(知事)

また先般、26 年度補正予算が成立しました。「地域住民生活緊急支援交付金」で消費喚起・生活支援を図り、同時に深刻化する人口減少に対応し、移住促進や雇用対策、地方版総合戦略の作成といった取り組みを支援するとしています。

その他、総額 3 兆 1 千億円を投入し、実質国内総生産を 0.7% 程度押し上げる効果を見込んでいるようです。

ところで、内閣府は、昨年 12 月、日本経済の需要と潜在的な供給力との差を示す「需給ギャップ」が 7～9 月期にマイナス 2.7% になると発表しました。名目では年率換算で 14 兆円になるとしています。

一昨年度の経済対策は 10 兆円余り、去年は半額の 5 兆 5 千億円、そして今年度は 3 兆 1 千億円。この補正予算についてはどうですか、併せてお聞かせ下さい。(知事)

2. 地方財政対策と県の財政再建の取り組みについて

さて、知事は、就任以来、財政健全化に取り組んで来られました。この間、産業振興、医療福祉、安全安心な県民生活の確保などの重要課題への対応、あるいはリーマンショックに伴う大規模な経済対策など、県勢の発展も図りながら、歳入・歳出両面での真摯な取り組みにより収支不足を大幅に改善し、健全化が図られてきました。

ただ、依然として収支不足は生じており、財政調整の基金を取り崩しながらの財政運営が続く、昨年 10 月時点での収支見通しにおいても毎年度 100 億円近い収支不足が見込まれているところです。

平成 27 年度当初予算を編成した現段階において、県財政はどのような状況

にあるのか伺います。また、財政健全化基本方針の目標年度である平成 29 年度に向けた健全化の取り組みとその見込みについてお聞かせ下さい。(知事)

3. 27 年度県予算案について

また、本県の財政構造は国の予算に大きく依存しており、このような状況下での予算編成は、島根の将来を見据えたうえで財政健全化と県政発展の二兎を追うタイトな作業であったと思います。

先般、我々自民党議員連盟は、県政全般にわたり、県の来年度当初予算に関する要望をさせて頂いたところです。

9 分野 50 項目に亘る要望でしたが、その多くを予算案に盛り込んで頂いており、評価をしているところです。

そこで、平成 27 年度当初予算及び平成 26 年度 2 月補正予算の編成にはどのような方針で臨み、予算案の重点と特徴は何なのか伺います。(知事)

4. 地方創生について

次に、年末の 27 日、「日本創成会議」の問題提起を受け、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と「総合戦略」が閣議決定されました。

いよいよ、人口減少に歯止めをかけ東京一極集中を是正し、2060 年に日本の人口を 1 億人程度確保する「人口減少問題の克服」、2050 年代に実質 GDP 成長率 1.5%~2%程度を維持する「成長力の確保」という「長期ビジョン」を確実なものとするため諸施策が展開されます。

知事には、昨年秋、県内市長会や町村会、我々議会の意見も踏まえ、国に対し「人口問題対策に関する提案」を行ったところです。

国の「総合戦略」では、具体的に「地方における安定した雇用を創出する」、「地方への新しいひとの流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」を基本目標として、様々な施策の展開を想定しています。果たして、本県の提案と比べ、今回閣議決定された内容をどのように見ておられますか、お聞かせ下さい。(知事)

また、県は、昨年「人口対策本部」を設置しましたが、国のこの度の「総合戦略」の策定を受け、今後どのように対応していかれますか、お聞かせ下さい。(局長)

また、昨年の「日本創成会議」の提案は、課題解決のための方策を「選択と集中」に求め、人口減少を防ぐ「ダム効果」として「地域拠点都市」の形成を求めています。

この点、「地方の人口減少対策は広域ベースで考えて、主要地域ごとに数百万人規模の中核都市を形成し、周辺部からの人口移動を促すコンパクトシティ化しかない」など乱暴な発言が氾濫しましたが、本県では、「地域の実情に応

じた拠点の整備」を提案しました。

この度の「総合戦略」では、「時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する」として、「地方都市における経済・生活圏の形成」と中山間地域の「小さな拠点」づくりを図るとしています。

今、私たち中山間の連坦地域は空き家だらけ、疲弊の度を増しています。国が、中山間地域のまちづくりにも配慮してくれたことは評価したいと思っています。しかし、「選択と集中」という考え方では中山間地域が一層疲弊すると懸念しますが、知事は日本創成会議の提案に端を発した「地域拠点都市」構想について、どのように思っておられますか、所見をお聞かせ下さい。(知事)

5. 中山間地域対策について

次に、本県の中山間地域の振興については、平成 24 年度から 27 年度を計画期間とする第 3 期中山間地域活性化計画に基づき、地区単位いわゆる公民館等の範囲を基本とする対策が進められているところです。

これまで「しまねの郷づくりカルテ」や「過疎債ソフト交付金」による支援のほか、部局を横断したプロジェクトチームにより、条件が厳しい地域を選定し、実際に現場に入りながら地区単位での地域運営の仕組みづくりへの支援に取り組んでこられました。

早いもので、平成 27 年度は現計画の最終年度となります。着実に成果をあげ、中山間地域の維持・活性化を図っていかねばなりません。

国においては地方創生のもと、新たな対策が講じられようとしていますが、これに歩調を合わせ、地域の実情に応じた総合的な対策を更に推進していく必要があると考えます。所見をお聞かせ下さい。(知事)

6. U I ターン対策について

さて、島根県では平成 4 年にふるさと島根定住財団を設立し、全国に先駆け定住対策に取り組んできました。昨年開催された、東京、大阪、広島での U I ターンフェアにおいても、1122 人という過去最高の来場者を記録するなど、これまでの地道な取り組みが着実に成果をあげてきていると感じているところです。

また、年末には宝島社が発刊する「田舎暮らしの本」の中で、大田市が「住みたい田舎」ランキング 1 位に選ばれるなど、県内の市町村においても定住対策に力を入れるところが増えてきており、それぞれの地域で創意工夫された取り組みが積極的に展開されています。

今後、政府の進める地方創生の波により、地方への新しい人の流れが見込まれる中、U I ターン者が安心して島根に移住し、将来にわたり定住していくために、県としてどのように取り組むのか伺います。(知事)

7. 雇用の確保について

次に、若者の雇用確保の問題であります。

若者が県外へ流出していくことは、地域経済に大きな影響を与えることが懸念されます。人手不足だといわれていますが、若者が希望する職種と企業が求める職種とのミスマッチも生じていると聞きます。

県内雇用確保のために、高校生や大学生等の新規学校卒業者の県内就職の支援策についてお聞かせ下さい。(知事)

8. 少子化対策の強化について

さて、人口減少問題への対応が求められる中、本県の出生数は近年緩やかな減少となっており、婚姻数も同様に緩やかな減少傾向にあります。本県男性の平均初婚年齢は、戦後まもない昭和25年が25.3歳であったのに対し、平成25年は30.5歳で30歳を越え、女性も29歳で30歳近くになるなど、晩婚化が進行し未婚率も高くなりつつあります。

こうした中、今後出生率を高め、少子化を克服するためには、若者が地域において希望どおりに結婚し、出産、子育てができるように切れ目のない支援を図るなど、少子化対策をより一層強化していくことが必要です。

今後県として具体的にどのような取り組みを行っていくのか、考えを伺います。(知事)

9. 企業誘致の促進について

次に、県では企業誘致のために、県内外でのセミナー、イベントを開催し、企業への情報提供を行っており、また、IT関連企業の誘致など積極的に働きかけ、成果を挙げています。

しかし、本県での人口減少の流れに歯止めをかけるには、更なる雇用の創出が必要であり、地域経済活性化のためにも、企業誘致を推進することが重要となってまいります。

また、県内に進出した立地企業が求めるような人材を、県内で育てていくことも必要不可欠です。

企業誘致が更に進むような対策と、企業側が求める人材の育成支援について伺います。(知事)

10. 企業の競争力強化に向けた支援について

また、県では、昨年9月、タイ王国バンコク市内に島根県の海外展開支援拠点を開設されるなど、海外ビジネスの支援にも力を入れています。

グローバル化の進展などにより、国内産業が激変する環境の中で県内企業が生き残っていくためには、企業の競争力を強化していく必要があります。

政府の経済政策の効果は、株価や大企業の業績等に現れているものの、地方では景気回復感がいまだ実感としてなく、本県経済も厳しい状況から脱していないというのが実態です。

とりわけ、本県は小規模な企業が多く、国内成長産業へ参入していくには力不足が否めません。

地域の経済活動や雇用を支える県内の小規模企業についても、生産力の向上や経営力強化等への取り組みが必要と考えますが、その支援策を伺います。(知事)

1 1. 地域商業への支援について

また、経営者の高齢化や後継者の不在などで地域の小規模な商店が廃業に追い込まれています。とりわけ中山間地域などでは、こういった商店がなくてはならない存在であるにもかかわらず、廃業されてしまい、車の運転ができない高齢者の方々の生活に支障をきたしている状況を目の当たりにしてきました。

住み慣れた地域で生活を続けていくためには自宅近くで買い物ができる場が必要です。小売店舗を持続していく対策や買い物不便者に対する取り組みについて伺います。(知事)

1 2. 観光振興について

さて、一昨年は、出雲大社の大遷宮をはじめ、神々の国しまねプロジェクトなどにより来県者が増え、島根の観光は大きく伸びました。昨年も、ご縁をテーマとした観光キャンペーンや高円宮家の典子様と出雲大社権宮司千家国麿さんとのご結婚という大きな話題もあり、一昨年と比較すると落ち着いてきてはいるものの、本県への観光客は引き続き好調な状況にあります。

一方で、JR山陰線、山口線も一昨年の災害から全線復旧し、津和野などにも観光客が戻りつつありますが、石見や隠岐への観光誘客は、腰を据えて取り組むべき課題となっています。

また、全国では、円安効果も相まって、外国人観光客の増加について連日のように報道されていますが、国内外からの観光客の拡大は、地域経済の活性化に大きく寄与していくものと考えます。

増加した観光客の勢いを継続させる取り組みや県内全域への誘客対策、外国人観光客の県内への呼び込みなど、今後の観光振興の考えについて伺います。(知事)

1 3. 隠岐世界ジオパークの活用について

次に、隠岐諸島が世界ジオパークに認定され1年半が経ちました。このことは、隠岐地域の観光振興及び地域振興に大きく貢献していくものと期待してい

ますが、同年の出雲大社大遷宮に沸いた県東部地域とは対照的に、隠岐地域では現在のところ観光客の目立った増加もなく、世界ジオパーク認定を十分に活かしてきていないと感じています。

確かにジオパークはわかりにくいという声もあるため、県民はもとより県外からの来訪者に隠岐諸島の地形・地質の成り立ち、他に類を見ない独自の生態系や離島という地理的条件の中で育まれてきた様々な歴史文化など、隠岐世界ジオパークの価値をわかりやすく伝えることができる仕掛けを具体的に企画・実施していくことが必要であると考えますが、今後の取り組みについてお聞かせ下さい。(知事)

1 4. 農業施策の推進について

【水田農業の対策強化】

さて、国の農政改革がスタートし、平成 30 年を目途とする米政策の見直しを踏まえた水田農業の強化をはじめ、担い手確保や日本型直接支払の取り組み等が進められていますが、米価の下落により稲作経営の不安や今後の水田農業への懸念が広がっています。

県土の約 8 割が中山間地域である本県は条件不利地でありながら水田農業を基幹とし、地域の特色を活かした作物振興などに取り組んできました。今後の地域活性化のためにも農業・農村を維持していくことは重要です。

農業者が将来に向けビジョンを描くことができ、島根の農業・農村が維持・発展できるような水田農業の振興への取り組みについてお聞かせ下さい。(知事)

【農業の担い手確保対策】

また、人口減少が言われる中、農業についても従事者の減少や高齢化の進行が著しい状況にあります。

担い手への農地集積による農業経営の効率化や競争力強化を目的に昨年 4 月、農地中間管理機構が発足し、農地の貸し手と借り手の調整が進められています。

この制度を活用して、本県の農業の活性化を進めていくために、まずは農地の借り手となる法人や新規就農者の育成が重要な課題といえます。

昨年度の新規就農者は 161 人で、新規就農者が前年に比較し増加しつつあり、担い手育成施策の成果も見え始めたとも受け取れますが、本県農業の持続的発展のためには、新たな担い手の育成・確保及び定着に向けた取り組みの強化・拡充が必要です。今後の対策について考えを伺います。(知事)

【日本型直接支払の取り組み推進】

次に近年、農業者の高齢化、減少等により、農用地・農業用施設の維持管理に係る担い手の負担が増大し、農業・農村が果たしている多面的機能の発揮への支障や担い手の規模拡大が阻害されることが懸念される状況にあります。

このため、国においては、農政改革のなかで地域政策として日本型直接支払を法制化するため「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」を制定しました。

この法律が平成 27 年度から施行されることで、本制度は、法律に基づくより安定した制度として進めていくことが期待されるところです。

そこで、今後、県における日本型直接支払の取り組みについて伺います。(部長)

15. 森林・林業・木材産業支援について

次に、県土の約 8 割を森林が占める島根県には豊富な森林資源が存在しています。この資源の生産・利用を拡大することは林業・木材産業の活性化と雇用創出だけでなく、運搬業、住宅産業など県内の多くの経済活動にも波及します。

島根の木を使った県立施設や住宅の建築促進、木材製品の県外販路の開拓、この春に稼働予定の 2 つの木質バイオマス発電所の整備など近年の取り組みが林業・木材産業の積極的な設備投資へとつながり、更なる成長とその波及効果に期待が高まっています。

林業・木材産業を成長産業とするためには、まずは原木や木質バイオマスの増産と安定供給が重要と考えます。

原木と木質バイオマスの増産、安定供給のために講じる対策について伺います。(部長)

16. 水産業の振興について

次に、底びき網漁業等は、漁船の老朽化が進む一方、魚価の下落により漁業経営が悪化し、代船取得が困難になってきています。

また、漁村集落を支えている一本釣りなどの零細漁業は漁獲量が減少傾向にあり、就業者も減少し、漁村の活力が失われている状況にあります。これらの基幹漁業や沿岸漁業の振興策について伺います。(部長)

17. 山陰道の整備促進について

次に、全線開通が望まれる山陰道の整備。企業誘致や観光振興など社会経済活動を発展させるためには、その基盤となる産業力強化に欠かすことができない高速道路をはじめとした交通網のネットワークが十分に構築されていることが必要です。

そうした中、来る 3 月 14 日には山陰道の仁摩・石見銀山 IC から湯里 IC 間

及び原井 IC から西村 IC 間が開通することになりました。また、私の地元から島根県庁が一步近くなり喜ばしく思っています。

しかし現在、整備率が 49%にとどまり、未事業化区間も 2 箇所残っている山陰道の早期完成は、喫緊の課題であることは言うまでもありません。山陰道の一日も早い完成に向けた今後の取り組みについて伺います。(知事)

18. 県内港湾の機能強化について

次に、県が管理する港湾は、重要港湾 3 港、地方港湾 15 港、合わせて 18 港です。

これら港湾は、国際物流や国内物流を担う拠点であると共に隠岐との交通・物流の拠点として地域の産業・経済や生活を支える重要な社会資本となっており、また大規模災害時の緊急物資の輸送基地としての機能も期待されています。

県では、各港湾を機能別に、内外貿易における「物流拠点港」、離島住民の生活基盤である「離島航路」及び港とともに発展する地域の「まちの港」の 3 つに分類し、鋭意整備が進められています。

しかし、中国地方では、日本海側の港湾については、物流面・交通面においてもまだまだ機能が不十分で、より一層の充実が必要であると考えます。

そこで、「物流拠点港」である浜田港及び河下港、「離島航路」である来居港を始め、本県における今後の港湾機能強化に向けた取り組みについて伺います。(部長)

19. 航空路の確保について

次に、大都市圏から遠く離れ高速道路を始めとする高速交通網が十分整備されていない本県にとって航空路線は県民の日常生活、産業、経済活動、観光、文化など様々な分野における人と物の交流に不可欠な交通インフラです。

また、都市圏と直結する唯一の交通機関であり、航空ネットワークの維持・充実は、県内の産業振興や定住促進など地域の振興に重要な役割を果たしています。

この度、来月 29 日から出雲一名古屋線が復活することになりました。今後も、県内 3 空港の路線の維持・充実を図っていくことは重要であると考えますが、どのように取り組んでいかれるのか、萩・石見路線及び隠岐路線を中心にお聞かせ下さい。(知事)

20. 医療・介護提供体制の整備への支援について

次に、いわゆる団塊の世代が 75 歳以上となり医療や介護などのサービスが増大する 2025 年に向け、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境をつくっていくため、地域包括ケアシステムを構築していくことが喫緊の課題

です。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、昨年、「医療介護総合確保推進法」が施行され、効率的で質の高い医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築を推進していくこととなりました。

これにより、これまでの医療分野に加え、今年4月からは介護分野の事業が新たに地域医療介護総合確保基金の対象となり、介護基盤の整備や介護人材の確保に取り組むこととなります。

今後、各市町村は地域の実情にあった地域包括ケアシステムの構築に向けて医療と介護の連携等の仕組みづくりを進めていくことが求められます。県は、市町村の取り組みをどのように支援していくのか伺います。(部長)

21. 障がい者福祉の推進について

【障害者差別解消法の施行】

次に、障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合い共生する社会の実現を目指し、平成25年6月に障害者差別解消法が公布されました。

この法律では、国や地方公共団体、事業者等は障害を理由としてサービスの提供を拒否するなど「不当な差別的取扱い」や障害者から求めがあった場合に過重な負担でないにも関わらず筆談や読み上げなどの「合理的配慮を行わない」といった差別の解消に向け、取り組んでいくこととされています。

その取り組みの基となる、政府が策定する「障害を理由とする差別の解消に関する基本方針」原案が昨年11月末から12月末までの約1ヶ月間パブリックコメントにかけられたところであり、今後、国の行政機関や各地方公共団体等の動きが加速していくものと思われまます。

この法律が施行される平成28年4月1日まであと1年余りとなりましたが、今後、県として、どのような対応を行っていかれるのか伺います。(部長)

【発達障がいについて】

次に、発達障がいのある人がそれぞれの年齢にあった適切な支援を受けられる支援体制を整備するとともに、この障害が広く理解されることを目的とした発達障害者支援法が施行され、間もなく10年が経過します。

島根県においては、平成18年4月に発達障害者支援センターを東部、西部の2箇所を設置し、本人や家族等への支援や人材育成等の取り組みを進めていますが、地域における連携体制はいまだ不十分であると感じています。

発達障がいは、教育や療育的支援などを通して社会への適応性が向上するもので、それだけに、できるだけ早期に専門医の診断や障がいの特性に応じた支

援を受けることが大切で、より身近な市町村で各関係機関が連携しライフステージを通じて一貫した支援を行う体制を整備していく必要があると言われて

います。
今後、県として、市町村を中心とした発達障がい者への支援体制をどのようにして構築していくのか伺います。(部長)

また、市町村における体制整備を支援する役割を担う発達障害者支援センターの機能強化と専門性の向上をどう考えているのか伺います。(部長)

2 2. 生活困窮者の支援について

次に、本県の生活保護受給者数は、平成 26 年 12 月速報値で 6,155 人と、引き続き高い数値で推移していますが、生活保護受給者以外にも経済的困難を抱えた方が数多くおられるのではないかと懸念されるところです。

生活困窮の背景には、就労の課題、心身の不調、家計の課題や家族関係など複数の問題があり、単一の制度や相談機関では解決に至らない場合が多いと言われています。また困窮されている方は地域社会から孤立し、SOS を発しにくいとの指摘もあります。

今年 4 月から、こうした方々の相談を生活保護に至る前の段階で広く受け止め、支援を行う「生活困窮者自立支援法」が施行されることとなりました。

経済的に苦しい状況にある方々を早期に発見し、しっかりと問題解決していくことが必要と考えますが、県内における相談・支援体制の準備状況、県の取り組み姿勢について伺います。(部長)

2 3. 教育施策について

【小・中・高等学校を通じた教育体制の充実】

さて、少子高齢化の進行が著しい島根県において、本県の未来を担う若者を育成する上で、教育の果たす役割は、特に大きなものがあります。

今日、学校現場では、学習や生活面で困難を抱える児童生徒が増加し、また、その困難も多様となっております。

それだけに、将来の夢や目標の実現に向けて、個々に応じたきめ細かい教育が求められます。

県教育委員会では、平成 26 年 7 月に「第 2 期しまね教育ビジョン 21」を策定したところですが、小学校、中学校、高等学校にわたって、今後どのように教育を推進していくのか、改めて所見を伺います。(教育長)

【学校統廃合について】

次に、文部科学省は、公立小中学校を統廃合する際の基準を約 60 年ぶりに見直し、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を示し

ました。その中で、小学校 6 学級以下及び中学校 3 学級以下の学校については、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要があると指摘しています。

現在、文部科学省は、適正な標準学級数を小・中学校ともに 12～18 学級としていますが、現実にはこれを下回る学校が全国でも約半数にのぼります。本県の場合、手引で学校統合等を速やかに検討する必要があるとされている、全校 6 学級以下の小学校が 152 校、全校 3 学級以下の中学校が 46 校あります。これは県全体の公立小中学校 314 校の約 63%に当たるものです。

この手引の公表を受け、今後の本県の小中学校の統廃合の在り方についての教育長の所見を伺います。(教育長)

【特別支援教育の充実（出雲養護学校雲南分教室の準備状況）】

次に、近年、障がいのある子どもとない子どもが共に教育を受けるインクルーシブ教育の理念が明確になり、国、地方公共団体には教育環境や教育内容の改善、充実が更に求められます。

こうした中、雲南地域の障がいのある子どもの保護者や各市・町からの特別支援学校高等部分教室設置に関しての強い要望を受け、県では出雲養護学校の高等部分教室を雲南市三刀屋町三刀屋地内に平成 27 年 4 月開設することとし、現在準備中であります。

この雲南分教室開設によって、雲南地域の障がいのある子どもたちや保護者の皆様が抱える通学上の課題を解消するとともに、高等部卒業後の一般就労等を目指した地域での生活、障がい者理解など、雲南地域における共生社会の実現に大いに資するものと期待しています。

出雲養護学校雲南分教室について、開設の準備状況を伺います。(教育長)

2 4. 土砂災害対策について

さて、一昨年夏、県西部は大変な豪雨災害に見舞われ、人的被害はじめ道路、鉄道、住宅等に大きな被害が発生しました。また昨年 8 月の広島市の土砂災害では、観測史上最大の集中豪雨に襲われ、多数の死傷者や建物の損壊・浸水等が発生しました。

災害に備えた河川改修や土砂災害対策の促進及び災害に強い道路の整備、また建築物の耐震化の促進について、速やかにかつ着実に実行していくことが求められているところです。

また、国においては、広島市における土砂災害を受け、昨年 11 月、土砂災害防止法を改正し、土砂災害警戒区域等の公表を都道府県に義務づけるなど、国としてもより一層土砂災害防止について強化していく方向にあります。

このようなソフト施策について、本県では、既に土砂災害警戒区域等の公表

は行われていますが、県民の安全・安心な生活環境整備を目指し、より一層の充実した取り組みがハード施策と合わせ必要であると思います。

そこで、本県における土砂災害対策の促進について、ハード、ソフト両面の取り組みについて伺います。(部長)

25. 消防防災対策の推進について

また、こういった災害の特徴を的確に捉えた上で迅速に災害復旧を図るとともに、防災・減災対策を推進し安全・安心な地域を創り上げて行く必要があります。今後発生が想定される南海トラフ巨大地震等の大規模災害に対する防災・減災対策も重要な課題といえます。

こうした広域的で大規模な災害が発生した場合、自県での対応だけでなく他県との連携も必要と思われます。他県との連携を含めた本県の取り組み状況について伺います。(知事)

26. 原子力安全・防災対策の充実について

次に、福島第一原発事故からこの3月で4年となりますが、依然として避難を余儀なくされている人々がおおり、事態の早期収拾に向けた取り組みが強く求められています。

一方、中国電力の島根原発2号機の規制基準適合性確認については、原子力規制委員会において審査が進められています。発電所の安全確保のために、しっかり審査頂き、中国電力にもしっかり対応して頂きたいのですが、万が一の事故への備えも大切です。

県では、島根原発に万が一の事態が生じた場合に備え、30km圏内の周辺住民の避難先として県内外各市町村と協議を行いながら「広域避難計画」を策定され、社会福祉施設等の放射線防護対策など、各種の防災対策を進めてこられました。

しかし、安全・安心な県民生活を確保するため、「広域避難計画」のさらなる実効性の向上に取り組む必要があると考えます。

そのためには、一人では避難が難しい方への対応、防災対応にあたる施設の放射線防護対策、放射線の測定体制の更なる充実が必要と考えます。

「広域避難計画」の実効性向上に向け、どのように対応していくのか、知事の所見を伺います。(知事)

27. 竹島問題について

さて、明後日22日は、平成17年3月に県議会の議員提案により「竹島の日を定める条例」が制定され、10回目の「竹島の日」を迎えることになりました。

この間、県では、竹島問題の解決のために、国への働きかけを強め、県自らも調査研究や国民・県民への啓発活動など様々な取り組みが行われてきました。

また、政府においては平成 25 年 2 月、竹島問題を扱う組織として「領土・主権対策企画調整室」が内閣官房に設置され、今年度から資料調査や啓発事業などが実施されています。

領土問題は国家間の問題ではありますが、解決のためには国を後押しする国民世論の盛り上がりは不可欠であります。そういう意味において、県民はもとより、広く国民世論の啓発を図ることが重要と考えます。最近の内閣府や県の世論調査では竹島に関する関心度が低下しているとされ気になるところですが、今後、県としてどのように取り組まれるのか伺います。(知事)

また、昨年 1 月には、領土に関する教育を充実させる方針のもと、文部科学省が中学校及び高等学校の学習指導要領解説を一部改訂し、竹島が「我が国固有の領土」であることを明記しました。また、10 月には、領土・主権に関する教育の充実を図るため、領土・主権対策企画調整室が主催する「領土・主権に関する教員等セミナー」が、全国の指導主事を対象に実施されました。

ここ最近の県内の学校教育での竹島教育に対する取り組みを伺います。(教育長)

28. 再生可能エネルギーについて

さて、平成 23 年に発生した原発事故等を契機に再生可能エネルギーの導入が全国的に進められています。国は、昨年 4 月に新たなエネルギー基本計画を閣議決定し「2013 年から 3 年程度、その導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく」こととしています。

こうした中、再生可能エネルギーは、太陽光発電を中心に導入が大きく進む一方で、固定価格買取制度による「再エネ賦課金」の高騰や電力会社の系統設備の受入れ容量の限界による接続保留等の問題も発生しています。

エネルギーを巡る状況が大きく変化する中、本県でも「再生可能エネルギー及び省エネルギーに関する県計画策定検討委員会」を設置され、今後の導入促進の方向性について有識者による検討が進められています。

また、本議会初日に、議員全員で「島根県再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例」を提案し、可決したところです。条例制定を機に、県民、事業者、県、市町村等が一体となって導入の推進がされることを願うものであります。

再生可能エネルギーは、エネルギーの安定供給や地球温暖化防止に資するだけでなく、地域活性化への貢献も期待されます。今後の導入促進について、県としての考え方を伺います。(知事)

29. 産業廃棄物の 3R について

次に、大量生産・大量消費・大量廃棄といった社会経済活動による天然資源枯渇の懸念や環境への負荷は依然として大きな課題となっています。このことから、循環型社会の構築に向け、廃棄物の発生を減らす、再使用する、再生利用する、こうした3Rの取り組みを継続していくことが重要です。

県では、平成14年3月「しまね循環型社会推進計画」を、更に平成23年3月には「第2期しまね循環型社会推進計画」を策定し、県民、事業者、行政が一体となって廃棄物の3Rと適正処理を推進するための取り組みを行って来られました。

この間、平成17年度からは「産業廃棄物減量税」を導入し、その税収については、事業者が取り組む再資源化等への支援、適正処理の推進、環境教育の推進などに活用されているところです。

この産業廃棄物減量税は平成27年度以降5年間の課税延長が決定され、より一層の環境施策推進が期待されるところですが、今後どのように産業廃棄物の3Rを進めていくのか考えをお聞かせ下さい。(部長)

30. 海岸漂着物の処理対策について

次に、海岸漂着物の問題は、海岸線が長い本県にあって特に大きな課題であり、景観保全や海岸利用者の安全確保、海岸の清潔保持の観点から回収処理を推進していくことが求められているところです。

現在本県においては、国の平成24年度経済対策で措置された臨時的財源を活用しながら、海岸漂着ごみ等の回収・処理対策事業等を実施し、一定の成果を上げていますが、対策を行う自治体にとって恒常的な財政負担が大きいこと、漂着物には海外由来のものもあり発生元が明確ではないことなどから国による恒久的な財源措置が極めて重要と思います。

このことから、本年度も6月及び11月、国に対し財政措置の恒久化等について重点要望をされているところですが、来年度以降の国の予算措置はどのような状況か伺います。また、本県における今後の取り組みについて併せてお聞かせ下さい。(部長)

31. 治安の維持・確保について

【安全で安心な地域社会づくりの推進】

さて、犯罪のない安全で安心な地域社会を築くことは県民の願いであり、県政の重要な課題です。

刑法犯認知件数を見ると、島根県内においては、平成15年の約9,200件から昨年は約4,800件と半減し、確かに数字の上では治安は回復している状況にあります。

しかし、比較的平穏と言われる本県でも、殺人、放火といった凶悪犯罪や高

齢者や子どもを狙った犯罪が後を絶たず、女性・子どもに対するつきまといや声掛け事案が増加する傾向にあります。

こういった状況を反映してか、昨年、県警察が行った県民の意識調査によると、「日頃、犯罪に遭うかもしれないと不安」という回答が70%を超え、県民が常に不安感の中で生活している実態が窺えます。

警察官によるマンパワーにも限界があるところ、犯罪の抑止と犯罪者の絞り込みに効果がある防犯カメラやカメラ画像などを的確に分析し犯罪者を絞り込むシステムを構築するなど、治安インフラを計画的に整備し、県民の安全と安心感を高めていく必要があると考えます。警察本部長の所見を伺います。(警察本部長)

また、中でも、全国的に被害が深刻化し、被害者の多くが高齢者である「特殊詐欺」への対策は、高齢化率の高い本県においては喫緊の課題です。

県内における特殊詐欺被害の発生状況、犯人の検挙状況及び未然防止対策等について伺います。(警察本部長)

【警察活動を支える基盤の充実・強化】

また、近年、全国では毎年のように地震や台風、局地的大雨などの自然災害に見舞われ甚大な被害が発生しています。加えて、本県では原子力災害対策やテロ対策などの必要性も増してきております。

大規模災害等に対し、現場で人命救助や行方不明者の捜索活動に当たる機動隊は、平素からあらゆる事態を想定した訓練をしっかりと積み、的確に対処する能力を強化してもらいたいと思いますが、そのためには施設・装備など訓練環境も充実させる必要があります。

現在の機動隊庁舎は、築後40年以上が経過し、老朽化・狭隘化が著しいと聞いており、早急かつ充実した整備が必要だと思いますが、その整備等の方針について、本部長の所見を伺います。(警察本部長)

32. 知事の政治姿勢について

さて、質問の最後に、知事、あなたは、平成19年の知事就任以来8年間、常に「活力あるしまね」、「安心して暮らせるしまね」、「心豊かなしまね」の理念を深く心に刻まれ島根県政を担って来られました。

この間、厳しい本県財政の状況にありながらも“やることは、やる”の姿勢で、時に果敢に、時に手堅く、県政を運営して来られました。

そして、いよいよこの4月、あなたは、次へ向け、前進する決意を固めておられます。

3期目へ向けた溝口知事の率直な思いをお聞かせ頂くことで、私の代表質問を終わります。どうもご清聴有難うございました。